

～さいたま市にお住まいの方へ～

さいたま市 早期不妊検査・不育症検査費助成事業 のご案内

令和7年4月改訂



✿ ブライダルチェックと不妊検査について ✿

ブライダルチェックは、一般的に、現在は健康な体であるのか、妊娠しやすい体なのか、流産や不妊になりやすい感染症や、母子感染する疾患がないのかなど、将来の妊娠・出産に向けてチェックする目的があります。

早期不妊検査費助成事業の対象となる検査は、「ご夫婦（事実婚を含む）がともに実施する、不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査」と定められており、不妊の原因を特定する目的があります。

ブライダルチェックで実施した検査が、本事業の助成対象かどうかの審査は、助成金のご申請の際に検査実施医療機関にて作成していただく、「さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号）」によって行います。詳しくは、検査実施医療機関へお問い合わせください。

早期不妊検査費助成事業

不妊症の診断のための検査について、助成を行います。

1 対象者

次のいずれにも該当している方が対象となります。

- ◆ 申請時（担当課受理日）にご夫婦（事実婚関係にある方も含む）の一方又は双方がさいたま市に住民登録があること。
- ◆ 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること。

2 対象となる検査

- ◆ 不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査。
- ✓ 夫婦が共に受けた検査で検査開始日のどちらか早い方の日から1年以内のもの。
- ✓ 令和7年4月1日以降に終了した検査。
- ✓ 他の助成金を受けていない検査に係る経費であること。

3 助成の内容

助成回数：ご夫婦につき1回まで。（不育症検査費事業とは別の事業です）

助成上限額：対象となる検査の費用に対して、以下のいずれか。

- ①検査開始時の妻年齢35歳未満の夫婦：3万円（千円未満切り捨て）を上限。
- ②検査開始時の妻年齢35歳以上の夫婦：2万円（千円未満切り捨て）を上限。

4 申請書類

①、②の申請書等は、母子保健課 母子保健係（さいたま市役所2階）、各区役所保健センターでお渡ししています。また、さいたま市ホームページからのダウンロードも可能です。

①	さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業申請書（様式第1号）	・さいたま市または埼玉県の様式のもの
②	さいたま市早期不妊検査実施証明書（様式第2号） ※ご夫婦が別々の医療機関で受診された場合は、それぞれの医療機関での記載が必要です。	・さいたま市または埼玉県の様式のもの
③	住民票 申請者の婚姻関係確認のため、両名（生年月日含む）が記載され、続柄が記載されているものがが必要です。お互いに「世帯主」等で婚姻関係が確認できない場合には、住民票に加え、戸籍謄本も必要となります。	・発行から3か月以内のもの ・マイナンバー記載の <u>ない</u> もの
④	検査費領収書の <u>原本</u>	・原本は確認後に返却します
⑤	振込を希望する銀行口座（ご夫婦いずれかのご名義）の通帳等のコピー（口座名義人の氏名が旧姓の場合、不可）	・口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分のコピー ・別世帯の場合、振込先はさいたま市民の口座に限ります。
⑥	【事実婚関係にある方のみ】 ・事実婚関係に関する申立書 ・申請者両名の戸籍謄本	

不育症検査費助成事業

不育症のリスク因子の検査について、助成を行います。

1 対象者

次のいずれにも該当している方が対象となります。

- ◆ 申請時（担当課受理日）にご夫婦（事実婚関係にある方も含む）の一方又は双方がさいたま市に住民登録があること。
- ◆ 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること。
- ◆ これまでに2回以上の流産、死産の既往がある方
または医師が不育症と判断した方

2 対象となる検査

- ◆ 医師が必要と認める不育症のリスク因子の一連の検査。
 - ✓ 夫婦が共に受けた検査開始日のどちらか早い方の日から、1年以内のもの。
または妻のみが受けた不育症検査で検査開始日から1年以内のもの。
 - ✓ 令和7年4月1日以降に終了した検査。
 - ✓ 他の助成金を受けていない検査に係る経費であること。

3 助成の内容

助成回数：ご夫婦につき1回まで。（早期不妊検査費事業とは別の事業です）

助成上限額：対象となる検査の費用に対して、以下のいずれか。

- ①検査開始時の妻年齢35歳未満の夫婦：3万円（千円未満切り捨て）を上限。
- ②検査開始時の妻年齢35歳以上の夫婦：2万円（千円未満切り捨て）を上限。

4 申請書類

①、②の申請書等は、母子保健課 母子保健係（さいたま市役所2階）、各区役所保健センターでお渡ししています。また、さいたま市ホームページからのダウンロードも可能です。

①	さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業申請書（様式第1号）	・さいたま市または埼玉県の様式のもの
②	さいたま市不育症検査実施証明書（様式第3号）	・さいたま市または埼玉県の様式のもの
③	住民票 申請者の婚姻関係確認のため、両名（生年月日含む）が記載され、続柄が記載されているものが必要です。お互いに「世帯主」等で婚姻関係が確認できない場合には、住民票に加え、戸籍謄本も必要となります。	・発行から3か月以内のもの ・マイナンバー記載の <u>ない</u> もの
④	検査費領収書の <u>原本</u>	・原本は確認後に返却します
⑤	振込を希望する銀行口座（ご夫婦いずれかのご名義）の通帳等のコピー （口座名義人の氏名が旧姓の場合、不可）	・口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分のコピー ・別世帯の場合、振込先はさいたま市民の口座に限ります。
⑥	【事実婚関係にある方のみ】 ・事実婚関係に関する申立書 ・申請者両名の戸籍謄本	

先進医療に位置づけられた不育症検査費助成

先進医療に位置づけられた「不育症検査費用」の一部を助成します。

1 対象者

次のいずれにも該当している方が対象となります。

- ◆ 申請時（担当課受理日）にさいたま市に住民登録があること
- ◆ これまでに2回以上の流産、死産の既往がある方

2 対象となる検査

- ◆ 先進医療として告示された不育症検査。
流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）
※今後、新たな不育症検査が先進医療として告示された場合には、その検査も助成対象となる場合がありますので、厚生労働省 HP などでご確認ください。
- ✓ 実施医療機関として厚生労働大臣に承認されている保険医療機関で実施されるもの。
※実施医療機関については、厚生労働省のホームページでご確認ください。
- ✓ 令和7年4月1日以降に終了した検査。
- ✓ 他の助成金を受けていない検査に係る経費であること。

3 助成の内容

助成回数：上限なし

助成上限額：対象となる検査1回にかかる費用の7割に相当する額（千円未満切り捨て）に対して6万円を上限。

4 申請書類

①、②の申請書等は、母子保健課 母子保健係（さいたま市役所2階）、各区役所保健センターでお渡ししています。また、さいたま市ホームページからのダウンロードも可能です。

①	さいたま市不育症検査（先進医療の検査）費 助成事業申請書（様式第1号）	・さいたま市の様式のもの
②	さいたま市不育症検査費助成検査受検証明書 （様式第2号）	・さいたま市の様式のもの
③	住民票	・発行から3か月以内のもの
④	検査費領収書の <u>コピー</u>	・ <u>原本ではありません。</u> 原本をお送りいただかないようご注意ください。
⑤	振込を希望する銀行口座の通帳等のコピー	・口座名義、口座番号、店番号の記載がある部分の コピー

○申請期限・申請方法

申請はそれぞれの検査終了後から**検査終了日が属する年度内**、原則60日以内（※）に、さいたま市母子保健課 母子保健係へ郵送、または直接窓口にご提出ください。

※ただし令和8年1月1日～令和8年3月31日に検査が終了した場合に限り、令和8年6月30日まで申請の受付をします。（不育症検査（先進医療の検査）の申請は、令和8年1月1日～令和8年3月31日に検査が終了した場合に限り、令和8年5月31日（消印有効）までの申請の受付となります。ご注意ください。）

郵送は下記あてにお送りください。

【提出先】 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市 母子保健課 母子保健係

*封筒に「**助成金請求申請書在中**」と明記してください。

*差出し・配達記録が残る簡易書留や特定記録郵便などのご利用をお勧めします。

普通郵便で送付された書類の到達確認は、原則対応できません。

*窓口での申請は、さいたま市母子保健課 母子保健係（さいたま市役所2階）に申請してください。

*助成金の振込までには、2～3か月かかります。

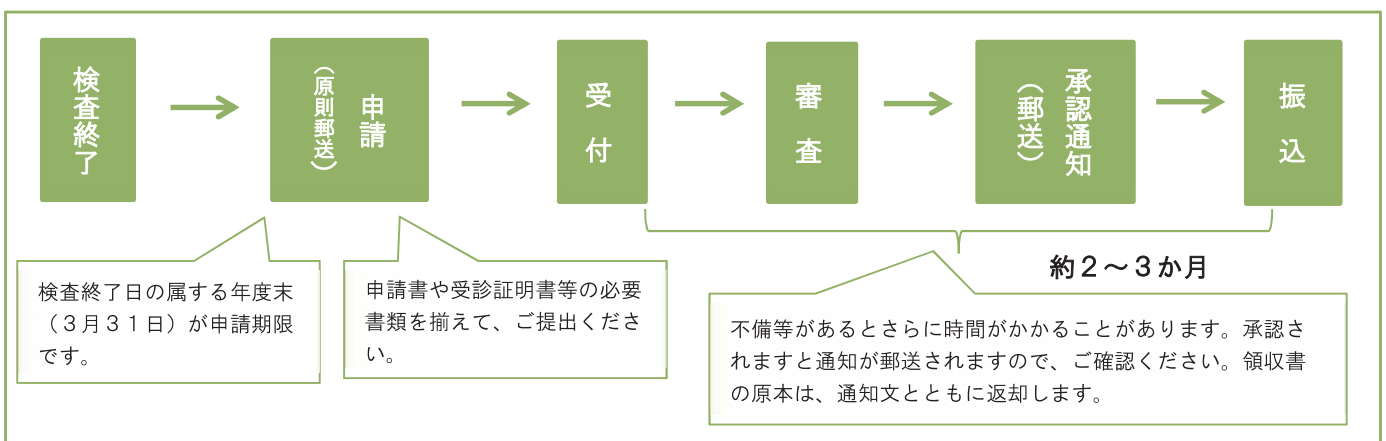
○助成金の承認について

申請後、早期不妊検査費・不育症検査費の助成について承認した場合は、「さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業承認決定通知書」または「さいたま市不育症検査費（先進医療の検査）助成事業承認決定通知書」を振込み前日までに、申請者あてに普通郵便で郵送します。その後、指定された口座に助成金を振込みます。申請書の受付から振込みまでは、約2～3か月です。

助成要件に合致しない等、助成について不承認とした場合は、その理由を記載した「さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業不承認決定通知書」または「さいたま市不育症検査（先進医療の検査）費用助成事業不承認決定通知書」のみを申請者あてに普通郵便で郵送します。（これらの通知書は、確定申告等に必要場合がありますので、書類の扱いにはご注意ください。）

*「さいたま市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業承認決定通知書」または「さいたま市不育症検査費（先進医療の検査）助成事業承認決定通知書」、並びに「さいたま市不育症検査（先進医療の検査）費用助成事業不承認決定通知書」の再発行は受け付けておりません。

○検査終了から振込までの流れ



○ その他

本事業は、「埼玉県早期不妊検査費・不育症検査費助成事業実施要綱」「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」に基づく助成事業です。**制度の改正等で、内容に変更等が生じる場合があります。**

不妊・不育相談事業

不妊カウンセラー等による専門的な相談、情報提供などを面接・電話にて行っています。
どうぞお気軽にご相談ください。

カウンセラーによる相談

【方 法】面接相談（要予約）

【場 所】対面の場合は、予約時にお伝えします。または Zoom によるオンライン実施。

【相談日】月 1 回（日程は市報や電子申請フォームでご確認ください）

【時 間】1 回目：午前 10 時から 2 回目：午前 11 時から ※相談時間 1 回約 50 分。

【予 約】ホームページからの電子申請、または下記の電話相談にお申込みください。

電話相談

【相談日】毎週月・木・金曜日

【時 間】10時から16時まで

※祝休日、年末年始は除く

「カウンセラーによる相談」の予約および「電話相談」は、下記までお願いします。

相 談 専 用 電 話
048-829-1587

* 毎週月・木・金曜日：10時～16時

それぞれの事業についてのお問合せは、下記までお願いします。

発行・編集／さいたま市子ども未来局子ども育成部 母子保健課
〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048（829）1586

FAX 048（829）1960

ホームページは

さいたま市 不妊

で検索